



県 章

滋賀県公報

平成 28 年（2016 年）
6 月 29 日
第 4171 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労働雇用政策課）	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）	1
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告（自然環境保全課）	3
大規模小売店舗の新設の届出の公告（中小企業支援課）	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	4
大規模小売店舗の廃止の届出の公告（中小企業支援課）	7
一般競争入札の公告（警察本部会計課）	7
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除（甲賀）	9
○ 土 木 事 務 所 公 告	
道路の位置の指定公告（甲賀）	9

規 則

滋賀県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第83号

滋賀県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

滋賀県訓練手当支給規則（昭和50年滋賀県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第12条」を「第22条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成28年 6 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市信楽町多羅尾宇的場828、828-7から828-46まで、宇湯ノ谷951、宇上六呂川871-1、宇遠見塚880、886から888まで、宇伊賀辻1230、1231、宇地藏ヶ谷1274、宇東山1750、1750-3から1750-58まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字的場828・828-7・828-30から828-46まで（以上19筆について次の図に示す部分に限る。）、828-17、
字上六呂川871-1、字東山1750・1750-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1750-15、1750
-16、1750-27、1750-31、1750-33から1750-35まで、1750-49所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所
に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施
業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市鍛冶屋町字松谷257-113、257-114、字東山303、304、字
嶺上谷305、305-1から305-5まで

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧
に供する。）

滋賀県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施
業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高島市朽木村井字横谷1-58から1-60まで、1-62から1-66
まで、1-80

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧
に供する。）

滋賀県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施

業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成28年 6 月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高島市朽木中牧字中原谷331から337まで、337- 1、337- 2、338 から342まで、342- 1、343、343- 1、343- 2、344- 1、344- 2、345- 1 から345- 5まで、346、346- 1、347 から355まで、356- 1、356- 2、357- 1、357- 2、358- 1、358- 2、359から361まで、362- 1、362- 2、363 - 1、363- 2、364、365
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成28年 6 月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所および保安林として指定された目的 次の告示で定めるところによる。
平成12年農林水産省告示第293号（1に係るものに限る。）
- 2 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり平成28年6月15日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 事業者の名称 株式会社室田 代表取締役 室田和之
- 2 事業目的 太陽光発電計画に伴う発電用パネルの設置
- 3 事業区域 甲賀市水口町八田1289番ほか32筆
- 4 事業面積 43,532.36㎡

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 栗東市出庭店舗計画 栗東市出庭528-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地 代表取締役 豊田芳行
株式会社前田機工商会 大阪府高石市東羽衣三丁目5番1号 代表取締役 前田博司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地 代表取締役 豊田芳行
株式会社上州屋 埼玉県草加市栄町一丁目5番6号 代表取締役 鈴木健一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年2月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,385平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 46台
- 7 駐輪場の収容台数
駐輪場① 30台
駐輪場② 10台
- 8 荷さばき施設の面積
荷さばき施設① 40平方メートル
荷さばき施設② 24平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
廃棄物保管施設① 6.0立方メートル
廃棄物保管施設② 3.75立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
DCMカーマ株式会社 6時30分から20時まで
株式会社上州屋 10時から21時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時から21時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2か所
出口1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 6時から17時まで
荷さばき施設② 9時から17時まで
- 14 届出年月日 平成28年6月14日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成28年6月29日から平成28年10月31日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年10月31日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友楽市南草津 草津市野路一丁目6-9

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

(ア) 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

(イ) セガミメディアクス株式会社 大阪府大阪市中央区南船場二丁目7番30号 代表取締役社長 瀬上修

(ロ) 株式会社プラザクリエイトイメージング 東京都千代田区九段南四丁目7番13号 代表取締役社長 大島康広

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内猛

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

(ア) 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内猛

(イ) 株式会社ココカラファイン 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6 イノテックビル 代表取締役社長 塚本厚志

(ロ) 株式会社プラザクリエイトストアーズ 東京都中央区晴海一丁目8番10号 代表取締役社長 大島康広

3 変更年月日 アおよびイの(ア)の職務執行者の変更については平成27年5月12日、商号変更については平成27年11月1日、イの(イ)については平成24年7月1日、イの(ロ)については平成24年7月2日

4 変更の理由 アについては代表者および商号の変更のため、イについては代表者および商号の変更ならびに小売業者の入替のため

5 届出年月日 平成28年6月8日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成28年6月29日から平成28年10月31日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年10月31日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友守山店 守山市勝部一丁目19番25号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス
合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内猛

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内猛

3 変更年月日 アおよびイの職務執行者の変更については平成27年5月12日、商号変更については平成27年11月1日

4 変更の理由 代表者および商号の変更のため

5 届出年月日 平成28年6月8日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 平成28年6月29日から平成28年10月31日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年10月31日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友長浜楽市店 長浜市八幡東町9番1号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास ほか13者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内猛

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内猛 ほか13者

3 変更年月日 アの職務執行者の変更については平成27年5月12日、商号変更については平成27年11月1日、イの職務執行者の変更については平成27年5月12日、商号変更については平成27年11月1日ほか(各変更日の詳細については届出書別紙記載のとおり)

4 変更の理由 アについては代表者および商号の変更のため、イについては住所および代表者の変更のため

5 届出年月日 平成28年6月8日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632

(2) 縦覧期間 平成28年6月29日から平成28年10月31日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年10月31日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出があったので公告する。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂大津駅前店 大津市春日町一丁目16
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 7,827平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成28年6月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とする理由 閉店のため

一般競争入札の公告

平成28年度から平成33年度までにおける滋賀県警察情報システム端末機器の借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成28年6月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察情報システム端末機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 平成29年1月1日(日)から平成33年12月31日(金)まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成28年滋賀県告示第60号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:役務 中分類:リース、レンタル 小分類:事務用機械器具賃貸 細分類:電子計算機・同関連機器賃貸

イ 地域要件 問わない。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の受付に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および機能証明書

(2) 提出期間 平成28年7月20日(水)から平成28年7月28日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17

時までおよび平成28年7月29日(金)の9時から11時まで

- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231 (内線 2263)

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231 (内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 平成28年6月29日(水)から平成28年8月5日(金)(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時までおよび平成28年8月8日(月)の9時から11時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 平成28年8月8日(月)11時
- (6) 開札の日時および場所 平成28年8月8日(月)13時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定による。
- (2) 入札金額は、総貸借料（60月分）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年滋賀県条例第55号）に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は、契約を変更し、または解除することになる。なお、この契約変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Personal computer and software, 1 set
- (2) Deadline for tender : 11 : 00, August 8, 2016

- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 3 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、平成27年滋賀県甲賀環境事務所告示第 4 号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

平成28年 6 月 29 日

滋賀県甲賀環境事務所長 谷 口 秀 治

- 1 指定を解除する区域の所在地 甲賀市水口町さつきが丘37番の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

土 木 事 務 所 公 告

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成28年 6 月 29 日

滋賀県甲賀土木事務所長 寺 田 建 吉

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
湖南市下田字中山1338番 5、 1340番 2、1342番 4、1344番 7	81.28m	6.00～6.01m	平成28. 6. 22

